

公金債権回収業務における 試行自治体の実施結果について



平成28年2月8日
公共サービス改革推進室

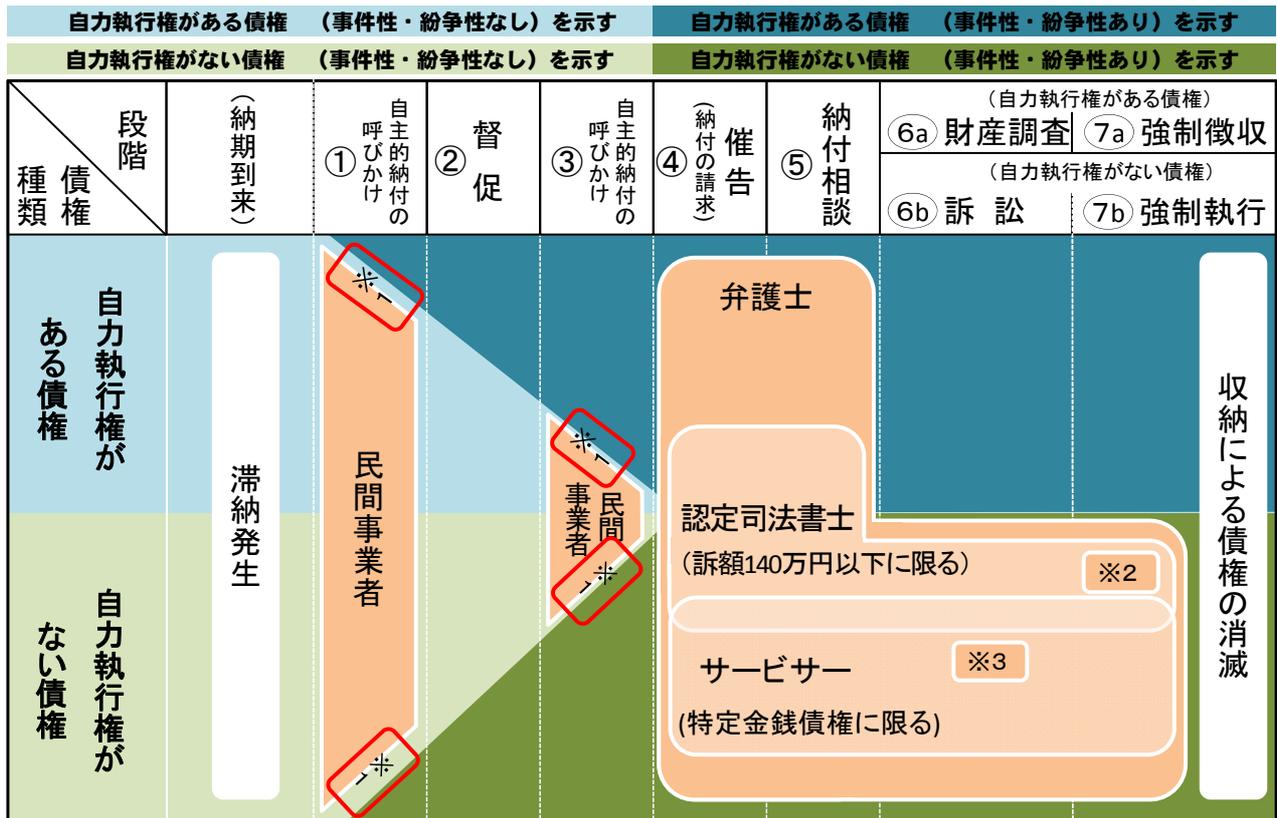
当室における取組①

平成21～24年度

- 公金債権回収業務における概念整理
- 民間委託の可能な範囲を整理・明確化
- 今後の課題・留意事項の取りまとめ

公金の債権回収業務 ～官民連携にむけて～
(平成25年3月)

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/chihou/jirei/koukin.pdf>



※1 事件性・紛争性が生じた際には、一般民間事業者は適切に発注者に引継がなければならない。
 ※2 少額訴訟債権執行に限る。 ※3 訴額140万円超の場合には弁護士追行しなければならない。

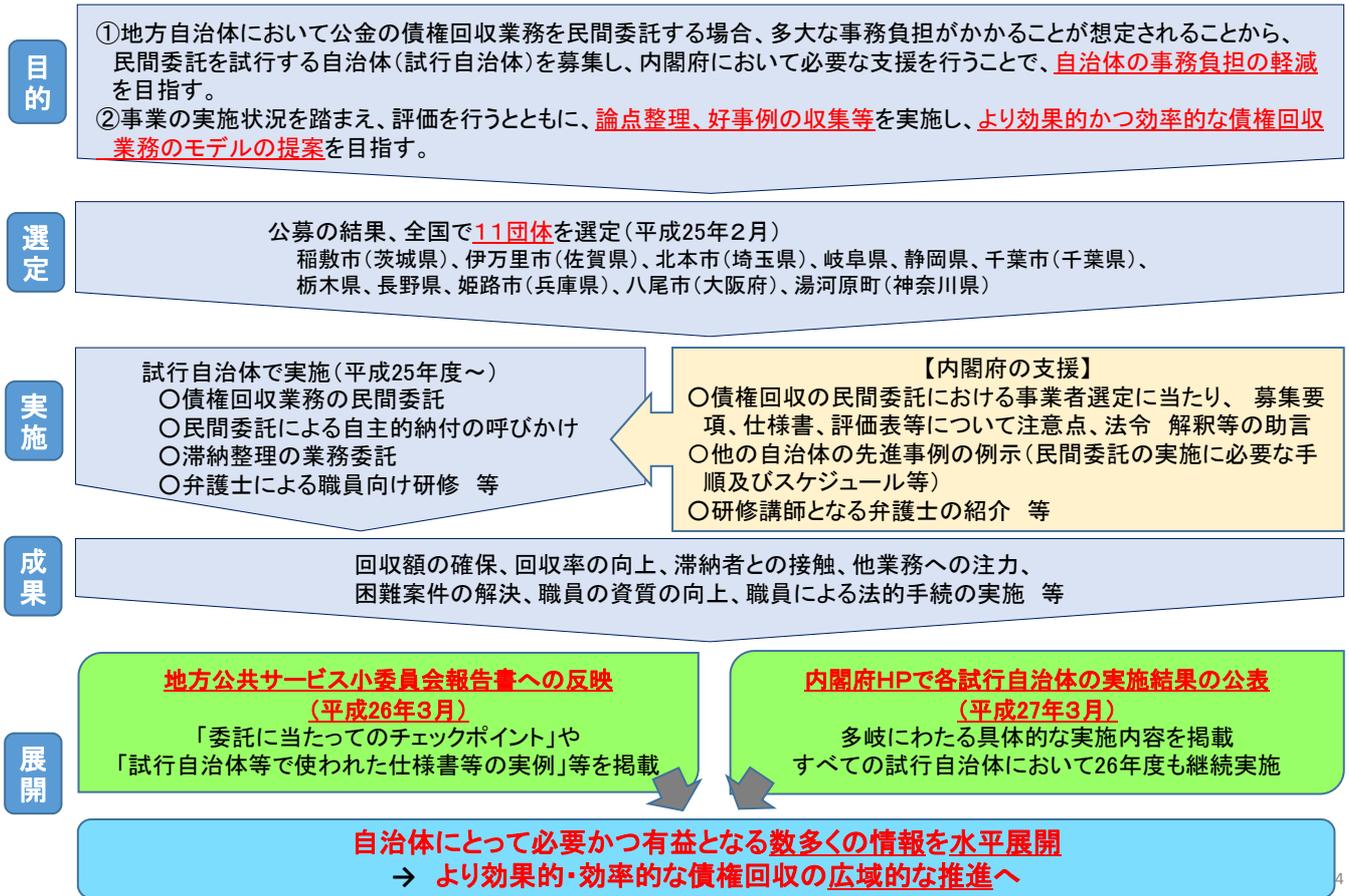
当室における取組②

平成25～26年度

- 公金回収業務の民間委託を試行

公金債権回収業務における試行自治体の実施状況
 (平成27年3月)

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/chihou/chihoubukai/chihoubukai.html>



自治体別取組内容

自治体名	対象債権	受託者	業務
栃木県	県立病院診療費	弁護士	催告、納付相談
神奈川県 湯河原町	水道料金、温泉使用料	弁護士	催告
大阪府 八尾市	市営住宅使用料	弁護士	催告、納付相談
埼玉県 北本市	税、保険料	弁護士	滞納整理（相続財産）
千葉県 千葉市	自力執行権がない債権	弁護士	職員研修、相談会
兵庫県 姫路市	自力執行権がない債権	弁護士	職員研修、助言
静岡県	高等学校奨学金等貸付金	サービサー	催告、所在調査
長野県	母子寡婦福祉資金貸付金	サービサー	催告、納付相談
岐阜県	母子寡婦福祉資金貸付金	サービサー	催告、納付相談
茨城県 稲敷市	税、保険料	コールセンター	自主納付呼びかけ
佐賀県 伊万里市	税	コールセンター	自主納付呼びかけ

稲敷市における平成27年度取組

平成27年6月1日 コールセンター委託業務を開始

5月末納期限の軽自動車税以降、4税2料について順次実施。

10月1日より、介護保険料、後期高齢者医療保険料を除外。

基幹システムベンダーを経由してコールセンターへ再委託

市の滞納管理システムとコールセンター用システムをLG回線で接続。

高いセキュリティを確保しながらリアルタイムの進捗管理。

納期限後6営業日時点での未納者を対象

督促状発付件数が前年比1割減

さらに効果的な実施のため、督促を5日後ろ倒し

6

稲敷市における今後の検討課題

取扱債権の拡大

コールセンターの有用性を実感し、取扱債権の拡大を検討

分納誓約の履行管理について業務拡大

分納不履行者への電話確認

継続未納者への対策

同一の電話番号では応答しなくなるため、定期的な番号変更を検討

未納者の電話番号の獲得

別件手続きにより把握した電話番号の流用可否の検討

7

当室問合せ先

内閣府 公共サービス改革推進室

03-3539-2646

後日、研修に関するアンケートをメール配布いたしますので、
質問がありましたら併せてお寄せください。